

南砺市指定管理者制度運用指針

平成 17 年 7 月 15 日

平成 20 年 3 月 7 日改訂
南砺市

1. 運用指針の目的

この運用指針は、地方自治法第 244 条の 2 及び南砺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定に基づき、公の施設の管理について指定管理者を指定する場合の標準的な事務処理について定めるものである。

担当課においては、直営とする場合、民間事業者等が管理する場合のいずれの方法が効果的かつ効率的か等を比較検討したうえで、施設管理の主体を決定する。その際に、この運用指針に沿って指定管理者の選定事務を進めるものとし、選定においては、公の施設の管理運営についてサービス面、コスト面等から最良の方法を追求することとする。

また、既に指定管理者制度を適用している公の施設については、これまでの制度運用の経過からその妥当性、問題点等について洗い出し、改めて直営とするか、制度を継続するかも含めて検証を行うこととする。その上で制度継続する場合は、問題点の改善を図り、次期指定管理者の選定に望むものとする。

なお、指定管理者制度の導入の可否については、指定管理者制度導入の事務処理フロー（別紙 1）、継続の可否については、指定管理者制度継続の事務処理フロー（別紙 2）を参考にすすめるものとし、それらに係る事務処理については、市が説明責任を負うものであるため、透明性、公平性の確保に十分留意する必要がある。

2. 指定管理者制度の導入に関する事項

個別法令の規定で制限があるものを除くすべての公の施設（直営施設含む）について、一層のサービスの向上とコストの削減に努めることとし、管理運営調査表（別紙 3）により管理運営の方向性を見出し、民間事業者等との役割分担を明確にしていく。その際、各施設の特性等を加味し、以下の分類により積極的な指定管理者制度の導入に努めるものとする。

分類型	内 容
①	民間企業が既に事業展開している、または事業展開が可能な分野で、民間事業者等の企画力、サービス、経営ノウハウが発揮され、市民ニーズの効率的・効果的な実現が期待できる施設については、その円滑な管理運営を行うことができる指定管理者を広く公募のうえ、選定する。
②	施設の管理とともに関連する市の事業を併せて実施している施設については、当分の間、資格等の一定の条件を付して、指定管理者を公募のうえ、選定する。
③	施設の設置目的、利用形態、地域振興などにより収益性に関わらず市民協働を促す施設については、予め定めた公益性の高い団体を指定管理者として、選定する。

3. 指定管理者制度の継続に関する事項

既に指定管理者制度を適用している公の施設において、これまでの管理運営の状況から指定管理者制度を継続することが適当か又は直営への転換が望ましいか、制度継続評価表（別紙4）に基づき判断することとする。また、制度の継続が妥当であったとしても、これまでの管理運営状況、運用等において課題となった事項、市民からの意見等の把握、調整に努め、適正でより効果的な制度運用に向けた改善を行うこととする。

4. 指定の手続

(1) 指定管理候補者選定委員会の設置

現在の直営施設への指定管理者制度の適用の可否、指定管理者制度の継続の妥当性並びに指定手続の公平性及び透明性を確保するため、指定管理候補者選定委員会を設置する。

ア. 指定管理候補者選定委員会

指定管理候補者選定委員会は、南砺市公の施設指定管理候補者選定委員会設置要綱（平成17年南砺市訓令第5号）に基づき副市長を委員長、市長政策室長、総務部長を副委員長とし、各部長、医療局長及び教育次長で構成する。ただし、必要に応じて市長が指名する者が参画できるものとする。

委員会は、担当課が作成した選定方法に基づき審査を行い、指定管理者候補者の決定及び制度に関して特に必要と認める事項について協議する。

（具体的な所掌事項）

- ・公の施設への指定管理者制度適用及び継続の可否の決定
- ・担当課が作成した指定管理者の指定を受けようとする事業者の審査基準に基づく評価審査及び指定管理者候補者の決定
- ・指定管理者への指定の取消し、又は期間を定めた管理業務の全部若しくは一部の停止に係る協議

イ. 担当課

担当課は、所管する「公の施設」ごとに選定方法等の決定と選定手続を実施し、指定管理候補者選定委員会に報告する。

（具体的な所掌事項）

- ・設置管理条例及び同施行規則の改正
- ・募集要項、仕様書等の作成
- ・指定管理者の選定のための審査基準の作成
- ・指定議案の作成
- ・指定管理者と締結する協定内容等の作成

(2) 指定管理候補者の選定過程の公開

ア. 指定管理者の選定

以下の過程を基本とする。

- ①指定管理者となる事業者の資格、選定のための評価基準等の設定
- ②指定管理者の指定を受けようとする事業者の募集
- ③応募団体の評価
- ④指定管理候補者の決定

この過程で作成される文書については、原則として公開となるものであるが、情報公開条例第6条に定める「非公開情報」に該当するものは公開することができない。ただし、「非公開情報」に該当するものであっても、期間の経過により、これに該当しなくなったものについては、公開する。

イ. 会議

指定管理候補者選定委員会等の会議については、具体的な法人等の技術情報や信用情報に係る内容が取り上げられる可能性があるため、会議そのものは非公開とする。

(3) 指定管理者となる団体、指定管理者の指定を受けるための応募資格

指定管理者となる団体は、法律上制限はない。しかし「公の施設」の設置目的、事業内容によって指定管理者となり得る団体は異なり、一律には判断できない。そのため、指定管理者の指定を受けるための応募資格は、「公の施設」ごとに担当課で検討し、選定委員会で審査する。但し、管理業務における専門性を追求する必要がないと認められる場合は、危機管理及び緊急事態に備えるため、市内に事務所又は事業所を有する団体とする旨の条件を付することができることとする。

ただし、以下の団体については、原則として応募資格の対象から除外すること。

- ①宗教活動又は政治活動を主たる目的としている団体
- ②国税又は地方税を滞納している団体
- ③市から指名停止措置を受けている団体
- ④南砺市公の施設の管理運営業務からの暴力団排除措置要綱（平成19年南砺市告示第11号）別表に規定する措置要件に該当する団体。
- ⑤会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを行っている団体。

(4) 指定管理候補者選定の際の審査基準

標準的な基準項目は次のとおりとし、施設の特性に応じて配点を変更できることとする。（必要に応じ、細目を設定する。）

() 内は配点

- ①住民の平等利用の確保（20点）
- ②施設の効用の最大限の発揮（20点）
- ③管理経費の削減（30点）
- ④安定した管理を行うための人的、財政的能力（20点）
- ⑤その他、当該施設の設置目的を達成するために必要な事項（10点）

この他、施設管理以外に事業の実施を含める場合には、事業の独創性、自主事業の提案内容等を追加することができる。

(5) 不服申立て

指定管理者の「指定」及び「指定の取消し」は、行政不服審査法第4条第1項に規定する「行政庁の処分」にあたり、「指定の取消し」処分を受けた者は、当該処分について不服申立てをすることができることとなる。

また、「指定」の議案を議会で否決された場合は「議会の議決を経て行われるべきものとされている処分」に該当し、行政不服審査法第4条第1項第3号の規定により不服申立てをすることができないと考えられるとともに、指定管理者に選定しなかった者を「指定しない」という行為自体には、処分性は認められないことから不服申立てをすることはできないと考えられる。

ただし、条例等で定める選定手続きに瑕疵等があり、その過程に問題が認められた場合、その結果である「指定」行為について不服申立ての対象となる。このことから、選定にかかる一連の事務手続きについて、透明性、公平性を確保したうえで、説明責任が課せられることを認識しておく必要がある。

(6) 指定管理者の指定の期間

- ①指定の期間は3年～5年の範囲内で、「公の施設」ごとに担当課で個別に決定する。
- ②PFIにより施設の建設を行い、指定管理者となる場合はPFIの期間とする。

(7) 利用料金制の採用

施設の使用料を指定管理者の収入とする利用料金制度の活用については、経常的に毎年同等の収入が見込める等、施設の特性に応じて決定する。決定に当たっては本制度の趣旨である「サービス面、コスト面の向上」を原則に検討を行い、特に収益性の高い「公の施設」については、合理的と認められる範囲内の金額を市に納付させる制度を導入する。合理的な範囲については、担当課で検討する。

5. 個人情報の保護、情報の公開

(1) 個人情報の保護

指定管理者の導入に当たっては、個人情報の保護をどのように図るかという点では市と同様であり、指定管理者が管理を通じて保有する個人情報の取扱いについては、個人情報保護条例第8条により規定が適用されるものとする。

また、指定管理者と締結する協定書及び個人情報取扱特記事項においても、この旨について規定するものとする。

(2) 情報の公開

個人情報の保護と同様に、情報の公開の取扱いについても南砺市情報公開条例第26条の規定により公開努力を課せられていることを周知するとともに、担当課においても指導する旨の規定がなされていることを理解する必要がある。

6. 指定管理者の選定手続きを行う場合の予算の取扱い

指定管理者の指定には予算の裏づけが必要となるが、指定管理者の選定手続や指定についての議会の議決は、指定（行政処分）を行うための準備段階であることから、その段階での予算措置は不要であると考ええる。

なお、選定手続のなかで、指定管理者の指定を受けようとする事業者に提出させる事業計画書のうち、人員配置計画や収支計画書については、予算規模を想定し、説明する必要がある。また、この段階においては、事業者に対し、あくまでの試算、準備期間であることを理解させる。また計上する費目は、委託費とする。

7. 指定管理に係る協定について

指定管理候補者が決定し、議会に指定の議決を得た後、市が決定した指定管理者との間で協定を締結することとなる。

この協定については、管理運営業務に関する事項、指定期間（複数年）及び期間中の指定管理料等を包括的に締結する場合と、指定期間（複数年）には管理や業務内容のみ記載した基本協定、並びに各年度で指定管理料を記載した年度協定を締結する2通りの締結方法があると考えられる。前者の協定方法とすると、複数年にわたる指定期間について総額で指定管理料を取り決めることとなり、債務負担行為の設定が必要となる。このため、将来の著しい物価変動等や規制緩和等に伴う法令や税制度の変更により指定管理者に過大な負担に係る場合にも柔軟に対応できるよう後者の協定方法を採用する。

ただし、指定管理料の変更は、指定管理者にとって特に重大で考慮すべき事由がある場合、協議の上で変更するものであって、指定期間中に安易に当初の指定管理料を変更してはならない。

8. 指定管理者に対する監督

地方自治法第 244 条の 2 第 10 項に基づき指定管理者に対して、定期的に当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求めるとし、これに併せて実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

上記の指示に従わない場合、指定管理者の経営状況が著しく悪化している場合及び公の施設の管理運営に重大な支障が生じる又は生じるおそれがある場合は、指定の取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止措置を取ることとなるので、普段から監督する必要がある。

9. 指定管理者制度を適用した場合の苦情等への対応

- (1) 指定管理者が行った利用承認・不承認に対する不服申立て
地方自治法第 244 条の 4 の規定により、すべて市長に対して審査請求又は異議申し立てをなすべきとされている。
- (2) 施設利用に際してのサービス内容に対する苦情等
指定管理者が利用者の苦情等を受ける体制を整備することが望ましく、そのように指導することが必要である。また、市としても、指定管理者が行ったサービス提供に関する苦情等の受け入れる体制を整えておく必要がある。
- (3) 行政手続条例の適用
公の施設の設置管理条例において、施設の利用許可に係る規定がなされていれば、行政処分に該当する利用許可を付与したことになり、行政手続条例及び同施行規則が適用されることとなる。このことから、利用申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間及び利用の制限・利用許可の取消しといった不利益処分に係る処分基準について、指定に併せて作成させることが必要である。

10. 損害賠償請求の対応

指定管理者が管理する「公の施設」で事故があった場合、損害賠償請求の対応は以下のとおりであるが、協定の締結に併せリスク分担表で詳細に検討すること。

- (1) 市が設置した施設自体の瑕疵により損害が生じた場合
市に損害賠償義務が生じる（国家賠償法第 2 条）。ただし、指定管理者が行った維持補修等に起因する場合には、指定管理者に損害賠償義務が生じる場合があり得る。（民法 709 条）
- (2) 施設の管理に瑕疵があり、損害が生じた場合
指定管理者の管理に過失があった場合は、指定管理者に損害賠償義務が生じる。また、市にも損害賠償義務が生じる。
損害を被った者は、指定管理者と市の、どちらを相手に損害賠償請求をしてもよいことになる。こうした指定管理者と市との両方に損害賠償義務が生じる場合に、損害を被った者の請求に応じて、どちらかが損害賠償金を支払った場合には、市と指定管理者との間で事故に対する責任の割合に応じて、相手方に対し、求償を行うことになる。

11. 指定管理者の事業内容等の点検

指定期間中における、指定管理者によるサービス水準と適正な運営の確保が最重要事項である。そのための事業実施内容の点検は欠かすことができない。

また、利用者の満足度評価の必要性から、地方自治法上要求されている事業報告書を提出させるだけでなく、事業の実施内容の点検を決めておく必要がある。

さらに、指定管理者の倒産は「公の施設」の管理運営に大きな影響を与えることになるとともに、利用者である市民に対し不利益を与えることから、指定管理者が管理する「公の施設」の収支状況だけでなく、指定管理者自体の経営状況（安全性分析）等を適宜把握しておくことが必要である。

12. その他

(1) 複数の施設の指定について

指定管理者の公募は施設ごとに行うことを原則とするが、同一的な事業を実施している施設については、担当課が違っていても、それぞれの担当課相互の調整により指定管理者を一括して募集することは、施設運営の効率性・合理性の観点から適当である。

(2) 近接する施設（目的のちがう複数の「公の施設」が併設されている施設）に対する考え方

指定管理者は施設毎に指定されるが、近接する施設にあつては施設全体の管理及び費用負担の観点から効率的・効果的である場合は、担当課が違ったとしても、それぞれの担当課相互の調整により併せて募集することが望ましい。

指定管理者制度導入の事務処理フロー

事 項	選定委員会	担 当 課	備 考
①制度導入の検討		所管する施設について制度導入の適否を検討(管理運営調査表)管理の基準、業務の範囲、指定期間、利用料金制の採用等の検討 その他移行における問題点の解消	別紙3
②設置管理条例改正 (・管理の基準 ・業務の範囲 ・利用料金制の可否 ・指定期間 等)		議案上程 指定管理者制度導入への条例改正	議決
③募集資料の作成		募集要項、仕様書、審査基準、指定期間、参考金額の策定	
④募集 (・募集要項 ・仕様書 ・審査基準)		事業者の受付 募集資料の配布	募集期間:約2ヶ月
⑤現場説明		必要があれば現場説明を実施 質問書の受付、回答	省略可
⑥候補者審査 候補者の決定	指定管理候補者の選定、決定 (・プレゼンの実施(省略可) ・事業者の審査 ・暴力団調査)	協定書(基本・年度)の作成 個人情報取扱特記事項の作成 リスク分担表の作成	
⑦予算要求		次年度当初予算に指定管理料を提案額で要求	
⑧指定の議案		議会上程	議決
⑨協定の締結		施設の引継事務 視察の受入の対応	
⑩指定及び告示		行政処分	

指定管理者制度継続の事務処理フロー

事項	選定委員会	担当課	備考
①制度継続適正の検討		既指定施設について制度継続の問題点等を改善(制度継続評価表) 制度継続における課題を把握	別紙3
②設置管理条例改正 (・管理の基準 ・業務の範囲 ・利用料金制の可否 ・指定期間 等)		議案上程 制度継続するうえでの課題について改正	議決
③募集資料の作成		募集要項、仕様書、審査基準、参考金額の見直し、仕様における問題点解消	
④募集 (・募集要項 ・仕様書 ・審査基準)		事業者の受付 募集資料の配布	募集期間:約2ヶ月
⑤現場説明		必要があれば現場説明を実施 質問書の受付、回答	省略可
⑥候補者審査 候補者の決定	指定管理候補者の選定、決定 (・プレゼンの実施(省略可) ・事業者の審査 ・暴力団調査)	協定書(基本・年度)の作成 個人情報取扱特記事項の作成 リスク分担表の作成	
⑦予算要求		次年度当初予算に指定管理料を提案額で要求	
⑧指定の議案		議会上程	議決
⑨協定の締結		施設の引継事務 視察の受入の対応	
⑩指定及び告示		行政処分	

管理運営調査表

担当部局・課名	
設置管理条例名	
施設名	
現在の管理運営方式	

すべての公の施設を対象に下記の項目をチェックする。

該当する項目数が多いほど、民間事業者等が管理運営可能な施設であると考えられる。

特に、下記の項目のうち④、⑤、⑥のいずれかに該当する施設については、民間事業者等による運営を念頭に入れ指定手続きについて検討すること。

No.	項目	チェック欄
1	民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあった開館日、開館時間の拡大などサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	
2	民間事業者に任すことでコスト削減が図れる可能性がある。	
3	利用の平等性・公平性など(守秘義務、個人情報保護の確保等を含む)について、行政でなければ確保できない明確な理由がない。	
4	同様・類似サービスを提供する民間事業者等が存在する。	
5	施設が提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模等を勘案して、民間事業者等の運営が可能である。	
6	税負担でなく使用料・利用料金等により運営を行う収益的施設である。	
チェックの数		

運用指針の2. 指定管理者制度の導入に関する事項に規定する表により分類し、下記の該当に○を付すこと。

直営 ・ ① ・ ② ・ ③

指定管理者制度を導入する目標年度

目 標： 平成 年度

制度継続評価表

担当部局・課名	
設置管理条例名	
施設名	
現在の指定管理者名	

次年度で指定期間が満了する施設を対象に下記の項目について回答すること。(適宜、回答欄を調整すること。)

1. 次年度で指定期間が満了するにあたり、当該施設における指定管理者制度の継続について、下記の該当する項目に○を付すこと。

<input type="checkbox"/>	継続する。
<input type="checkbox"/>	継続しない。(直営に戻す。)

継続しない。(直営に戻す。)と回答した場合は、以下にその理由について記載すること。(2.以降の回答は不要。)

理由	
----	--

2. 選定委員会事務局では、現在の指定期間が適正であると考えているが、当該施設の特性を考慮した場合、現在の指定期間は適正か、下記の該当する項目に○を付すこと。

<input type="checkbox"/>	適正。(現在のまま、制度を継続する。)
<input type="checkbox"/>	期間を変更することが望ましい。

期間を変更することが望ましい。と回答した場合は、妥当な期間、及びその理由を記載すること。

妥当な期間	()年
理由	

3. 次期指定管理者を選定するにあたり、以下の募集範囲から求める項目について回答すること。

<input type="checkbox"/>	特認。(あらかじめ特定の団体を指名。)
<input type="checkbox"/>	市内公募。
<input type="checkbox"/>	全国公募。

特認。(あらかじめ特定の団体を指名。)と回答した場合、特認とすべき明確な理由について記載すること。

理由	
----	--

4. 当該施設において指定管理者制度を継続するにあたり、条例、仕様及び運用等について見直すべき事項について記載すること。

理由	
----	--

※記入後、総務課行革推進係へ提出ください。